

京都市訓令甲第1号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年4月18日

京都市長 梶 本 頼 兼

別表区役所又は区役所支所の款を次のように改める。

区役 所又 は区 役所 支所	区民 部	総務課 及び市 民窓口 課	全 員	交替に 午前8時30分から午後5 時15分まで 午前9時30分から午後6 時15分まで 午前10時30分から午後 7時15分まで	一般職 員に同 じ	一般職 員に同 じ	一般職 員に同 じ
		コミュ ニティ センタ ー	作業員	交替に 午前8時から午後4時45 分まで	午後4 時45分 までの 勤務及 び午後	午後4 時45分 までの 勤務及 び午後	日曜日、 4週間 を通じ て3日、 祝日法

			午前8時30分から午後5時15分まで	5時15分までの勤務	5時15分までの勤務	による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から
			午前8時から午前11時30分まで	については、45分	については、30分	
		その他の職員	交替に 午前9時30分から午後6時15分まで 午後0時30分から午後9時15分まで 午前9時30分から午後1時まで	午後6時15分までの勤務及び午後9時15分までの勤務	午後6時15分までの勤務及び午後9時15分までの勤務	同月31日まで
福祉部	福祉介護課	家庭奉仕員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日、土曜日並びに1月1日から

					同月3日 まで 及び12 月29日 から同 月31日 まで
	その他 の職員 (作業 員を除 く。)	交替に 午前8時30分から午後5 時15分まで 午前9時30分から午後6 時15分まで 午前10時30分から午後 7時15分まで			一般職 員に同 じ
保険年 金課	全 員	交替に 午前8時30分から午後5 時15分まで 午前9時30分から午後6 時15分まで	一般職 員に同 じ	一般職 員に同 じ	一般職 員に同 じ

				午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで			
--	--	--	--	--------------------------------	--	--	--

附 則

この訓令は、平成19年4月19日から施行する。

(総務局人事部給与課)